

令和 6 年度高知県特定健診受診勧奨委託業務仕様書

1 業務名

令和 6 年度高知県特定健診受診勧奨委託業務

2 趣旨

市町村国保の特定健診受診率については、医療費適正化の取組や保険者努力支援制度の評価項目として重要な位置づけとなっているところである。本県の市町村国保特定健康診査受診率は令和 4 年度で 36.6%となっており、目標値 60%に対し開きがある状況のなか、本業務はこの目標達成に向け市町村国保における健診実施率向上を図ることを目的に、市町村国保被保険者向けに、テレビ CM や WEB 広告を活用し、県（以下「委託者」という）による広域的な特定健診受診勧奨の広報を実施するものであり、これらについて委託を行うものである。

3 業務委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

ただし、期間内に事業目的を達成できる場合に、期間を短縮することを妨げるものではない。

4 業務内容

委託する業務は次のとおりとする。

(1) テレビ CM の放映

委託者が提供する動画（VTR-CM）を以下の要件で CM 放送枠を確保し放映すること。

①40～74 歳の国保被保険者を対象としたテレビ CM

ア 動画（VTR-CM）の尺

・ 15 秒 CM

イ 放映期間

・ 6 月～7 月

・ 10 月～11 月

上記の期間放映すること。

ウ タイムランクの詳細

・ 6 月～7 月 90 本（A タイム 13 本、特 B タイム 19 本、B タイム 25 本、C タイム 33 本）

・ 10 月～11 月 90 本（A タイム 13 本、特 B タイム 18 本、B タイム 26 本、C タイム 33 本）

エ 放送局

・ RKC 高知放送、KUTV テレビ高知、KSS 高知さんさんテレビの 3 局で全タイムランクの偏りがないように放映すること。

②39 歳の国保被保険者を対象としたテレビ CM

ア 動画（VTR-CM）の尺

・ 15 秒 CM

イ 放映期間

・ 2 月～3 月

上記の全期間放映すること。

ウ タイムランクの詳細

・ 60本 (A タイム 7本、特B タイム 12本、B タイム 19本、C タイム 22本)

エ 放送局

・ RKC 高知放送、KUTV テレビ高知、KSS 高知さんさんテレビの3局で全タイムランクの偏りがないように放映すること。

(2) ラジオ CM の放送

委託者が提供するラジオ CM 原稿を用いて CM を作成し以下の要件で放送枠を確保し放送すること

①40～74歳の国保被保険者を対象としたラジオ CM

ア CM のナレーション

・ 委託者が提供するラジオ CM 原稿を参考に、女性の声を使用して作成すること。

イ CM の尺

・ 20秒 CM

ウ 放送期間と本数

・ 6月～7月 60回

・ 10月～11月 60回

上記の全期間放送すること

エ 放送局

・ RKC ラジオ、FM 高知

オ 放送時間

・ 全時間帯で偏りがないよう放送すること

カ 校正

・ 入稿前に修正対応可能な段階で委託者への校正確認を2回以上行うこと。

②39歳の国保被保険者を対象としたラジオ CM

ア CM のナレーション

・ 委託者が提供するラジオ CM 原稿を参考に、女性の声を使用して作成すること。

イ CM の尺

・ 20秒 CM

ウ 放送期間と本数

・ 2月～3月 40回

上記の全期間放送すること

エ 放送局

・ RKC ラジオ、FM 高知

オ 放送時間

・ 全時間帯で偏りがないよう放送すること

カ 校正

・ 入稿前に修正対応可能な段階で委託者への校正確認を2回以上行うこと。

(3) WEB 広告 (Google、Yahoo!)、SNS 広告 (Facebook、Instagram) の作成及び掲載

委託者が提供するディスプレイ広告データ、YouTube 広告データ (動画) を用いて以下の内容で実施すること。

①40 歳～74 歳の国保被保険者を対象とした広告の実施

ア 広報時期 6 月～7 月 40 歳～74 歳が対象に入ること

実施月	媒体	形式	形態	表示回数 (下記回数以上とする)
6 月～7 月	Yahoo!	ディスプレイ広告	静止画	139,000回
	Google	ディスプレイ広告	静止画	187,000回
	Google (YouTube)	バンパー広告 (5～6秒)	動画	88,000回
	Facebook	ディスプレイ広告	静止画	54,000回
	Instagram	ディスプレイ広告	静止画	54,000回

イ 広報時期 10 月～11 月 40 歳～74 歳が対象に入ること

実施月	媒体	形式		表示回数 (下記回数以上とする)
10月～11月	Yahoo!	ディスプレイ広告	静止画	134,000回
	Google	ディスプレイ広告	静止画	231,000回
	Google (YouTube)	バンパー広告 (5～6秒)	動画	102,000回
	Facebook	ディスプレイ広告	静止画	38,000回
	Instagram	ディスプレイ広告	静止画	75,000回

②39 歳の国保被保険者を対象とした広告

ア 広報時期 2 月～3 月 39 歳が対象に入ること

実施月	媒体	形式		表示回数 (下記回数以上とする)
2 月	Yahoo!	ディスプレイ広告	静止画	59,000回
	Google	ディスプレイ広告	静止画	75,000回
	Google (YouTube)	バンパー広告 (5～6秒)	動画	101,000回
	Facebook	ディスプレイ広告	静止画	47,000回
	Instagram	ディスプレイ広告	静止画	107,000回

③留意点

- ・委託者が提供するディスプレイ広告データのうち村岡マサヒロ氏のイラストの仕様は変更しないこと。
- ・上記以外のテキスト文字等、新たに修正又は作成が必要な箇所については、委託者の指示に従い行うこと。
- ・バンパー広告の動画は委託者が提供するものを使用すること。
- ・入稿前に修正対応可能な段階で委託者への校正確認を 2 回以上行うこと。
- ・委託者が提供するランディングページの URL を広告のリンク先に指定すること。

(<https://kochi-kokuho.com/>)

(4) 新聞広告の作成及び掲載

40歳～74歳の国保被保険者を対象に県が提供するデータを用いて以下要件により掲載を行うこと。

①作成について

- ・ 県が提供するデータのうち村岡マサヒロ氏のイラストの仕様は変更しないこと。
- ・ 上記以外のテキスト文字等、新たに修正又は作成が必要な箇所については、県の指示に従い行うこと。
- ・ 入稿前に修正対応可能な段階で委託者への校正確認を2回以上行うこと。

②掲載形態

- ・ 全5段カラー

③掲載場所

- ・ 高知新聞 高知Wide欄の有料紙面

④掲載時期

- ・ 6月1回、10月1回 計2回
- ・ 掲載日については、別途委託者と協議のうえ決定すること。

(5) リーフレット作成、印刷

令和6年度において39歳の国保被保険者を対象とした、特定健診の案内に関するリーフレットの作成、印刷、発送を行うこと。

①作成について

- ・ 委託者が過年度に作成したリーフレット内容を参考に、新たに39歳向けに特定健診の受診を促す内容を提案し作成を行うこと。
- ・ デザイン等作成に当たっては内容を委託者と協議のうえ進めること。
- ・ 入稿前に修正対応可能な段階で委託者への校正確認を2回以上行うこと。

②印刷

ア 紙質

- ・ コート紙 90kg

イ 色数

- ・ フルカラー

ウ サイズ及び仕様

- ・ A3サイズの中折り

エ 印刷

- ・ 両面

オ 部数

- ・ 約1,700部
- ・ 送付対象者は、令和6年度に39歳となる国保被保険者数であるため正式印刷部数は令和6年度以降に決定する。また1,700部を超える印刷は想定していないが、超えた場合は委託者と別途協議を行うこととする。

(6) 封筒印刷

4の(5)で作成したリーフレット封入用封筒を以下の内容で作成・印刷すること。

①作成

- ・特定健診の案内であることがわかる内容を提案すること。
- ・入稿前に修正対応可能な段階で委託者への校正確認を2回以上行うこと。

②印刷

ア 紙質

- ・上質紙 90Kg

イ サイズ

- ・角2封筒

ウ 色数

- ・フルカラー

エ 印刷設定

- ・片面印刷

(7) リーフレットの発送

(5)で作成したリーフレットを(6)で作成した封筒に封入し対象者又は市町村へ発送すること。

①発送方法

発送方法について、全34市町村へ下記の内容で以降調査(アンケート)を行い、市町村毎の希望に応じた発送方法とすること。

ア 対象者個人宅住所へ直接送付とする方法

イ 市町村の国民健康保険担当課宛てに一括送付とする方法

②アンケートの実施

ア アンケート実施時期

令和6年6月頃を予定(委託者と協議のうえ決定)

イ アンケートの送付先

各市町村の担当課のメールアドレス及び連絡先等については、委託者から提供。

ウ その他留意点

- ・当該アンケートの実施にあたっては、委託者から市町村へ事前説明を実施。
- ・アンケートの文面については、委託者と協議のうえ決定すること。

③発送方法(①のアの場合)

封筒に送付先をラベリングし、発送すること。

なお、送付先リスト(住所等)は、委託者が提供する。

④発送方法(①のイの場合)

リーフレット封入済みの封筒を必要部数(各市町村の対象者数分)をまとめて、市町村国保担当課へ発送すること。その際、封筒は閉じず、送付先のラベリングは不要とする。

⑤発送時期

令和7年2月を予定（詳細は委託者と協議のうえ決定）。

⑥ 発送手段

(7) ①アの場合は郵送とし、①イの場合は郵送もしくは宅配とする。

⑦ 発送費用

発送に係る費用は受託者負担とする。

5 成果物及び報告書の提出について

受託者は、4業務内容(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)それぞれについて本業務の目的に沿って成果物及び報告書を作成し、委託者へ令和7年3月末までに提出し報告を行うこと。

(1) 4の(1) 関係

放送実績を提出すること。

(2) 4の(2) 関係

①40歳から74歳向け及び39歳のラジオCMの音声データをmp4で提出すること。

②放送実績を提出すること。

(3) 4の(3) 関係

①それぞれの媒体における表示回数・クリック数を報告すること。また確認が可能な媒体については、リーチ人数・フリークエンシーを報告すること。

②入稿データを提出すること。

(4) 4の(4) 関係

①新聞広告を掲載した誌面を提出すること。

②入稿データを提出すること。

(5) 4の(5) 及び(6) 関係

入稿データを提出すること。

(6) 4の(7) 関係

各市町村への発送実績を報告すること。

6 成果物の帰属について

(1) 成果物の著作権は委託者に帰属することとし、委託業務の成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定めるすべての権利を含む。以下同じ。）は、成果物の引き渡しの時をもって受託者から委託者に移転するものとする。

(2) 受託者は、委託者に対し、次の次号に掲げる行為をすることを許諾するものとする。

①成果物の内容を公表すること。

②成果物を利用して委託者の業務を実施すること。

③前号の目的及び運営、広報等のために必要な範囲内で、成果物を委託者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は委託者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

(3) 委託者が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使しないものとする。

(4) 受託者は、委託者に対して、委託業務の成果物が、第三者の著作権を侵害するものでないこ

とを保証すること。